



巻頭言

歴史文化を踏まえた建築

建築基本法制定準備会 成岡 茂

私の故郷は新潟県関川村です。山や川など自然環境に恵まれ温泉があり、江戸の街並みも残っています。その中の重要文化財渡邊邸は小羽葺き石置き屋根を持つ撞木づくりの建築です。その並びには茅葺屋根の重要文化財佐藤邸や県指定文化財津野邸があります。私が育った高瀬温泉という集落には、大工さんも屋根屋さんもいて住まいの維持管理をしていました。村の約80%は山林で杉や檜の産地でもあります。昭和42年の羽越水害で古民家の多くが建て替えられてしまいましたが、水害に遭わなかった集落には多くの古民家が残っています。これに対して現在私が住んでいる千葉県流山市はつくばエクスプレスの開通後10年を経過し、少子高齢化と言われるこの時代に人口が毎年4千人以上も増え、特に子育て世代が多くなったことから、今でも小中学校の新築が盛んにおこなわれています。ただ、市内に建築される戸建住宅は、箱型で底がないものが殆どです。

昨年秋の台風で千葉県は未曾有の災害があり長期停電が続きました。その原因の一つに山武杉の管理が十分でなかったため倒木により東電の鉄塔が倒れ復旧が遅れたことがありました。わが国の森林は、国土の約70%と言われていますが、その管理が十分なされていないことが原因で大雨による被害もありました。

伝統木造の建築は長い歴史を持ちわが国の建築の基本です。しかし現在の法体系では特別な配慮をしないと建築確認が得られない状況です。建築基本法の制定によりそのような状況を改善し、自然環境の回復と歴史文化を踏まえた建築が実現するよう制度化されることを期待したいと思います。



渡邊邸 (国指定重要文化財)

建築基本法制定準備会で冊子刊行

昨年の総会で(仮題)「いまこそ建築基本法を」の冊子作成を活動計画に上げ、その後、幹事会の中に早速ワーキンググループを立ち上げて、鋭意準備を進めて来ました。11月には、全9章の原稿もできてほぼ様子が見えてきたのですが、その後、添付する参考資料や付録の議論、一般の人に聞きなれない建築界の用語の説明、さらには、挿絵としての写真やスケッチの選択など、議論を重ね、4月末には発行の段取りをつけるところまで来ました。

表題を「持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定」としました。B6版で212ページ、建築画報社の協力をいただき、A-Forum出版で発行します。定価1500円+消費税、建築基本法制定準備会の会員価格1300円としましたが、自費出版ということもあり、事前申し込み価格として1000円として、少しでも多くの方からのご支援を期待するところです。

限られた紙面ではありますが、内容についての紹介をさせていただきます。

はじめに

わが国は、すでに戦後七十五年を経過しました。終戦直後に一日も早く住む場所、働く場所を作る必要があるという状況の中で、最低の質は確保するルールを設定し、建築確認制度という効率的なしくみである建築基準法が、一九五〇年に内閣提案で制定されました。同時に、その法律を運用するための人を、国家資格として選定する建築士法も議員立法により制定されてから七十年経ちました。経済成長と一体化した住宅や建築は、量的には既に人口に見合う以上の床面積に達し、今や空き家問題が深刻になりつつある状況です。これからは持続可能社会が必然です。そして地域創生がわが国の豊かさをもたらすと頭では理解しつつも、そのように展開していないのが現実ではないでしょうか。

(中略)

建築に関わる社会制度を、五年、十年で簡単に換えられるとは思いません。だからこそ五十年、百年を見据えた、これからのわが国の建築を、持続可能社会にふさわしい豊

かな社会資産として維持形成していくための、基本法の制定が必要です。地方からも、建築の基本法への期待が生まれてきています。そして、それを専門家だけでなく、国民レベルで、しっかり議論して実現させたいという長年にわたる建築基本法制定準備会の議論の蓄積を整理する必要を感じ、さらに、数年来の国会議員の先生方との意見交換なども踏まえて、本書にまとめることにしました。

第一章 二十一世紀になって起きている建築の諸問題

なぜ二十一世紀になってから姉齒事件に象徴される社会を揺るがすような建築の諸問題が起きているのか。そこには制定後七十年経つ「建築基準法の制度疲労」という根本的な問題がある。

- 一一一 高層マンション紛争
- 一一二 姉齒事件
- 一一三 東洋ゴム・KYBの偽装事件
- 一一四 杭施工不良による全棟建替え
- 一一五 レオパレス・ダイワハウスの違法建築
- 一一六 空き家・廃屋問題
- 一一七 廃墟に向かう負動産
- 一一八 伝統木構造の消滅
- 一一九 近代建築の取り壊し

第二章 経済成長と建築基準法

日本人は新築を好むといわれるが、築二十年、三十年の住宅やビルが次々と解体され新築されるのは、世界でも類を見ない。建築基準法の本質を問う。

- 二一一 最低基準による建築の振興
- 二一二 スクラップアンドビルド
- 二一三 ハウスメーカーのシェア拡大
- 二一四 工業化大量生産による価格競争

第三章 一九九八年の建築基準法改正の意味

建築基準法の性能規定化は詳細な仕様規定化になってしまったことで制度の硬直化を招いている。切り札の規制緩和は新たな社会問題を引き起こしている。

- 三一一 性能規定化
- 三一二 地震荷重のガラパゴス化

三-三 民間確認検査機関の導入

三-四 容積率の緩和

第四章 専門家とは何か

本来は建築の質を高めるべきはずの建築士が、多くの場合、コスト低減のための設計を余儀なくされている。専門家のあるべき姿とは。

四-一 国家資格としての建築士の役割

四-二 建築基準法と建築士法

四-三 諸外国と日本の建築家資格

四-四 構造設計一級建築士と設備設計一級建築士

第五章 建築主責任を考える

社会資産である建築には、建築主や所有者に、社会的責任があると考えるべきである。この意識改革が日本の建築を大きく変えていく。

五-一 建築は社会資産

五-二 建築のビジネスモデルの課題

五-三 公共建築と民間建築

五-四 建築主責任とは何か

第六章 地方分権

建築は、その土地の気候・風土と切り離すことはできない。これからの建築やまちづくりに対して、自治体が独自の運用姿勢を示して行く必要がある。

六-一 地方分権一括法

六-二 建築と気候・地域

六-三 住民参加

六-四 自治体の役割

第七章 景観緑三法

現在の建築基準法のもとで景観は守ることは難しい。景観緑三法の実効性を高めることが、建築に基本法が求められる大きな理由の一つである。

七-一 良好な景観への意識

七-二 景観・まちづくり条例

七-三 協議調整型の建築行政

第八章 建築の安全性

本来、建築物は、建築学会の基準や最新の知見に基づき設計されるべきである。国が定めた安全性の最低基準である建築基準法が、設計者や建築主の責任逃れの手段となっていないか。

- 八-一 安全性の考え方
- 八-二 法律と規制
- 八-三 リスクコミュニケーション
- 八-四 損害保険の役割

第九章 建築基本法のねらい

新しい国作りの根幹となる建築の基本を定める「建築基本法」が、地域の特色を生かした「文化」を育む。建築は文化である。

- 九-一 国における審議経過
- 九-二 建築の質
- 九-三 持続可能社会での規制のあり方
- 九-四 建築基本法と建築基準法の分担
- 九-五 公共サービスとは

おわりに

(前略)

本書では、現状の課題を整理し、その解決のために、国民の共通認識を醸成し、自治体のまちづくり行政のための根拠法として、建築の基本法が役に立つと信じてとりまとめています。と同時に、具体的には、「建築基本法」制定に向けての運動の中で、これからも大いに議論を重ねることで、わが国の建築制度が改善され、住みやすい、生活しやすいまちに変わって行くことが、本当の目的でもあります。本書のさまざまな場面での活用を期待します。

参考資料 各団体でのこれまでの検討経過等(抜粋)

参考一 建築基本法制定準備会の検討

「建築基本法」の制定を
「建築基本法」がめざすもの

参考二 国土交通省の検討

諮問／諮問理由
建築法体系勉強会とりまとめ

参考三 日本建築学会の検討

建築の質の向上に関する検討 報告書

参考四 日本建築家協会の検討

建築・都市にかかわる基本理念の必要性

参考五 日本建築家協会東北支部の検討

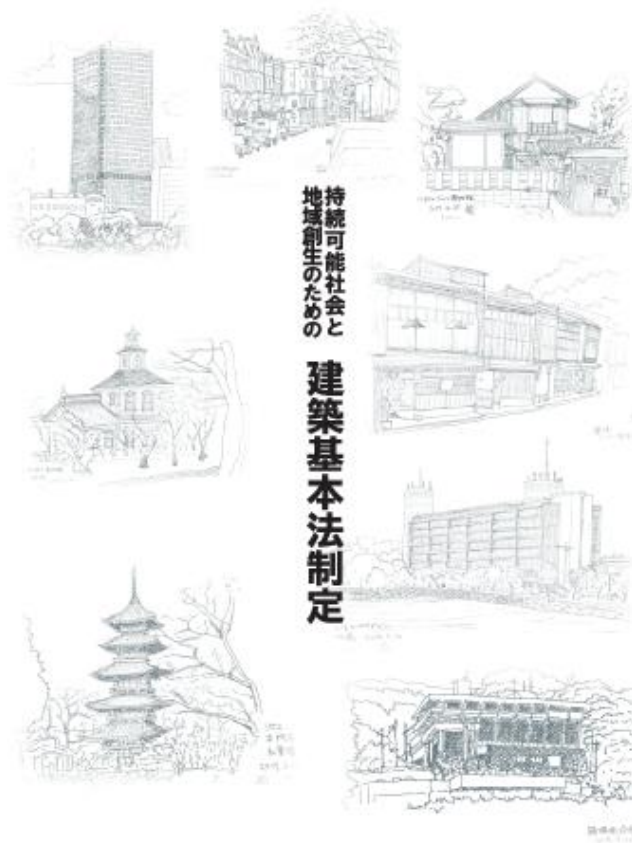
建築基本法の現状について

参考六 真鶴の美の条例(真鶴町まちづくり条例)

参考七 プリーフィング

付録

- A. 韓国建築基本法(二〇〇七年制定)
- B. 建築基本法(二〇一〇年準備会試案)
- C. 建築・まちづくり基本法(案)(二〇一八年)



表紙のイメージ

冊子作成 WG(神田順、水津秀夫、高橋伸博、成岡茂、橋本友希、牧村功、三上紀子)

唐丹・小白浜報告

唐丹のフットパスマップについては、すでに前号で、ワークショップの成果物として取り組んだこととお知らせしました。

日本女子大薬袋研究室の原稿をもとに、9月に試作版を作成し、その後さらに唐丹公民館に内容を監修してもらい、3月に発行することができました。地元でも活用していただくことを期待しております。

3つのルートについては、内容の概要をすでにご紹介してありますが、ここにはフットパスマップの一部を紹介して、三陸の景勝地の文化や歴史にも触れていただければと思います。環境省の整備している青森県から福島県にわたる「みちのく潮風トレイル」も唐丹のまちを経由しており、フットパスの一部にもなっております。



上図が表紙で、裏表紙と合わせて今回紹介する3ルート全体をカバーする絵になっています。



左下は、3つのルートの全体図です。三陸鉄道南リアス線の唐丹駅を起点として①1時間半コースの伝城ルート、②2時間コースの新道峠ルート、③3時間コースの奇巖亭ルートを紹介しています。



伝城ルート（伝城の石垣が残っています）



新道峠ルート（天保の飢饉のときの新道です）



奇巖亭ルート（葛西昌丕の隠居屋敷跡です）

（文責：神田順）

事務局連絡先

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845
住所：〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16
建築設計事務所アトリエ 71
E-mail: info@kisonho.jp / http://www.kisonho.jp/